

井戸川かわら版

井戸川裁判
(福島被ばく訴訟)
ニュース

発行：井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会 発行日：2025年6月25日

〒347-0055 埼玉県加須市中央2-7-6 東電原発事故研究所内

事務局：080-4865-3159（稲垣） idogawasasacrukai@yahoo.co.jp

Web：<http://idogawasupport.sub.jp/>

かわら版編集・写真：080-1101-8072（沼尾） 組版協力：市民じゃ〜なる

No. 33



報告集会 原告：井戸川さん 堀切さん



総会司会 富塚さん 尾崎さん



報告集会

〔私の主張〕

「政府・経産省資源エネ庁」悪徳奉行と「東電」悪徳商人の罠に、

はめられている双葉町!?.....原告 井戸川 克隆 2

〔あ の 日〕 震災直後の数日間.....菅本 章二 19

〔総会報告〕.....稲垣 博美 18

7月30日判決日案内 20 お詫び & あとがき.....19

【私の主張】

「政府・経産省資源エネ庁」悪徳奉行と 「東電」悪徳商人の罠に、 はめられている双葉町!?

元双葉町町長 原告 井戸川 克隆

(2025年6月4日)

井戸川裁判を長らく支えてくださいました皆さまには、改めて心からお礼申し上げます。

長年ご愛読いただきましたかわら版も、大詰めを迎えております。しかし、原告の心残りは80%以上あります。心残りというのは、原告が裁判というツールを使い、10年の歳月をかけて原発事故のウソ・偽りの上意下達の体質を、原子力行政に関わった（事故時の）双葉町町長として、真実を日本社会に向けて警告をしてきましたが、双葉町民にさえ警告の意味が伝わっていない無念さです。

皆様へお伝えできるのは、僅かな時間しか残されておりません。

原告の最終準備書面第43号は、支援者・国民の皆さんに真実を伝えるために、事故前から現在までを法と証拠に基づいて記述しました。そして、同じ道を子孫たちは歩まないように、警告の意味も含んでいます。

本稿は、僅かな時間を大切に思い、より具体的な真実を皆様にお伝えいたします。

原告が「真実」を述べる

I 事故防止対策

「東日本大震災に伴う東京電力株式会社福島第一原子力事故（以下、「本件事故」という。）の約束事には、安全確保協定「東京電力株式会社福島第一原子力発電所周辺自治体の安全確保に関する協定」の存在から始まり、

- 原子力防災訓練の目的
- 原子力災害対策マニュアルの約束
- 災害対策基本法の定め
- 原子力災害対策特別措置法の定め
- 双葉町原子力災害対策計画の定め
- 平成22年度福島県原子力防災訓練の実績
- 福島県緊急被ばく医療活動マニュアルの定め
- 福島県原子力広報協会の目的
- 福島県原子力安全確保技術連絡会の目的
- 福島県原子力安全確保連絡会の目的
- 福島県エネルギー政策懇談会の目的

などで、原告らが参加して、原子力発電所の安全対策を協議してきました。

それが、被告東電のウソを、是認してきた経済産業省資源エネルギー庁原子力安全・保安院の任務懈怠と不作為により、双葉町の地域社会と住民の生活が壊されたのです。原子力安全・保安院の任務は、原発の全ての検査に関り、合格させて運転を許可してきました。

本件事故は原発のシステムの不備により壊れたのであり、双葉町及び双葉町民は事故の全部の被害者なのです。しかし、双葉町及び双葉町民は、これほどの被害の経験がなかったために、事故後の備えがなく、水戸黄門の劇に出てくる悪徳奉行役の「政府・経済産業省資源エネルギー庁」と、悪徳商人役の「東京電力株式会社」の罠に、はめられているのです。

II 事故発生

1 政府原子力災害対策本部の独走

2011年3月11日14時37分本件事故が発生して以来、原子力防災訓練の目的及び、原子力災害対策マニュアルで約束していた行為を、原子力安全・保安院が裏切って、原子力行政及び原子力発電所を運転する資格を有していない、全くの素人の菅直人総理大臣が事故の指揮を執ること等、どこにも定められていないのに、事故情報を官邸に集中させ、一番被害の大きい発電所周辺町村の双葉町長をはじめ浪江町長、大熊町長、富岡町長、楡葉町長、広野町長に事故情報を閉ざし、合意を得ることもなく、原災法第23条に定められている原子力合同対策協議会に参席させないで、法に無い組織を乱造し、ウソに偽装された事故情報をマスコミに流させた。

本件事故発生時以降、無資格・無経験の菅直人総理らによって、平成20年度及び平成22年度に行った防災訓練（避難訓練）の約束は、現在まで全く実現されていない。

2 原子力安全・保安院の任務懈怠

原子力発電所から、原子力災害対策特別措置法の第10条通報が、経済産業大臣、福島県知事、双葉町長、大熊町長の4者に同時に通報される仕組みになっていたので、双葉町長は通報を受けた。ここで登場しなければならないのは、福島第一原子力保安検査官事務所長と原子力防災専門官だった。ところが、本件事故では、原子力防災専門官は登場せず、防災訓練で約束していた事故時の体制を作らなかった。

このことにより発生した被害は、発電所を立地する浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町、広野町に原子力防災専門官が、オフサイトセンターへの参集の合図を送らなかったために、発電所周辺自治体は事故情報の共有を阻まれ、避難行動に大きな混乱を生じさせてしまった。この被害は「双葉地区住民はハイリスク群」と放射線医学総合研究所の明石真言に言わせ、大熊町の双葉病院置き去り事件に繋がっていったのである。

3 原告等双葉郡町村の排除が意味すること

原告は本件事故前から、原発のトラブルについて被告東電らには厳しかった。発電所所在町協議会を組織する双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町は常に、原子力発電所の安全を監視し、提言・要求を行ってきた。

東電と国が2002年から始まっていた津波対策問題の協議については、完全に情報が閉ざされていたために、議論をしたことはなかった。

しかも、裁判中に知ることになった高知新聞記事の内容は、発電所所在町には極秘だった。

この新聞記事は何度も提示してきたが、津波対策問題を棚上げにすることについて、福島県が経済産業省と協議していたことが記されている。

経済産業省はプルサーマル運転を発電所立地 4 町に認めさせるために、津浪対策を除いて地震対策だけを主題とする陰謀を、福島県と協議していたことがバレないように、双葉郡の町村を本件事故の対応組織から排除したと睨んでいる。

4 原告井戸川克隆双葉町長の誤算

井戸川克隆双葉町長の存在は、双葉町の歴史に残されていない。まさかの出来事が起きていた。過去、井戸川克隆双葉町長は、前任者の岩本忠夫双葉町長から、同席の上で事務の引継ぎを行っていたが、原告は双葉町長としての事務引き継ぎは未だ誰とも行っていない。伊澤史朗双葉町長になってから、会合の場でこのことを語ってきた。平岩副町長にも何度か引継ぎについて語ってきたが、口を閉ざしたままになっている。

ある時、井上一芳前副町長を介して、前町長、前副町長と現町長、現副町長の四者で、この問題について協議するよう申し入れをしたが、井上一芳前副町長の返事では、合意を得られなかったと報告されている。

過去の町長の引継ぎ文書を開示請求したら、田中清太郎双葉町長から横田泰清町長職務代理者（助役）に引き継いだ文書は見つからず、横田泰清町長職務代理者と、後任の岩本忠夫町長の事務引き継ぎ書は有ったので、両者の引継ぎを確認している。

更に不思議なことは、井戸川克隆双葉町長から井上一芳副町長へ町長職務代理者として事務の引継ぎがないのに、井上一芳副町長が伊澤史朗双葉町長への、定型書式ではないような引き継ぎ書が存在している。

（定型書式）の岩本忠夫町長 ⇒ 井戸川克隆双葉町長 ×（非定型書式）井上一芳副町長 ➡ 伊澤史朗双葉町長という構図になっている。

岩本忠夫町長 ⇒ 井戸川克隆双葉町長は町長引き継ぎ書に、お互い同席して押印をしていた。

井戸川克隆双葉町長 × 井上一芳町長職務代理者（副町長）の事務引き継ぎが行われていないので引き継ぎ書は存在しない。

井上一芳副町長 ➡ 伊澤史朗双葉町長の事務引き継ぎ書は、井上一芳町長職務代理者という定型句にはなっておらず、両者の押印もないものになっている。

双葉町の例規集では、町長の事務引継ぎの所掌は、秘書広報課と定められているので、詳しい調査が必要である。

5 井戸川が双葉町長として決してやりたくなかったこと

（1）本件事故後、埼玉に町民を避難させてから井戸川は周りから浮いていた

双葉地方には8つの町村がある。原発を立地する双葉町、大熊町、富岡町、楡葉町と原発がない浪江町、葛尾村、川内村、そして火力発電所がある広野町という背景で、内容はそれぞれに分かれていて、一つではなかった。

このような背景で、井戸川だけが福島県外に町を移動させたことが、不和の要因になっていた。不和は本件事故前からあったが、県外避難は不和のヒビを大きくさせた。

井戸川の県外避難を非難することよりも、それぞれの長に与えられている、住民の生命、

身体及び財産を事故から守ることを考えれば、井戸川の判断と行動は非難されることではないが、原子力防災訓練（避難訓練）を真正面から行っていれば当然のことを行ったまでだが、他の町村長は不真面目だったのだろう。

放射能の濃度が偽装されている福島県内に、住民を住まわせる他の町村長に同じことはやりたくなかった。

（２） あり得ない避難区域に同じことはできなかった。

原子力災害対策特別措置法の第23条に定めてあった、原子力災害合同 対策協議会が本件事故では不当な形になっているので、菅直人政府原子力災害対策本部長が進める法外な政策に同調できなかった。中間指針の説明会場で、説明していた役人に、20ミリシーベルトという場所に、あなたが先に住んでみなさいと言ったら、家族と相談しないと答えられないと言った。では、この後会う時まで相談してきなさいと、この時は回答を保留した。しばらくして、彼に会った時、あの話の結果はどうしたと回答を求めたが、この職員は顔を赤らめながら、まだ、家族と相談していませんと回答した。これ以上の回答は望めないのに、この話は打ち切った。

この職員は20ミリシーベルトという数値は危険だと認識していたから、顔を真っ赤にして原告に応えたのである。

原告が双葉町長を続けたいという思いが強ければ、県内の双葉町民に同調して、県外の双葉町民を福島県内に戻しただろうが、町民を被ばくさせることは自己否定につながるのに、町長を続けることができなかった。

（３） 20ミリシーベルトという数値を受け入れられなかった

以下の資料のいずれからでも、20ミリシーベルトという数値が一般公衆の線量限度という記載がないので、政府が20ミリシーベルトという数値を基準として国民に受忍させることは、傷害事件になる。

炉規制法許可基準

原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。以下同じ。）、核燃料物質によつて汚染された物（原子核分裂生成物を含む。以下同じ。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであること。

原子力推進機関らが、被ばく量を推計とか推定とか言うのは、以下の法律をないものと偽装しているためである。

平成四年法律第五十一号 計量法

（目的）

第一条 この法律は、計量の基準を定め、適正な計量の実施を確保し、もって経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的とする。

(定義等)

第二条 この法律において「計量」とは、次に掲げるもの（以下「物象の状態の量」という。）を計ることをいい、「計量単位」とは、計量の基準となるものをいう。

一 長さ、質量、時間、電流、温度、物質の量、光度、角度、立体角、面積、体積、角速度、角加速度、速さ、加速度、周波数、回転速度、波数、密度、力、力のモーメント、圧力、応力、粘度、動粘度、仕事、工率、質量流量、流量、熱量、熱伝導率、比熱容量、エントロピー、電気量、電界の強さ、電圧、起電力、静電容量、磁界の強さ、起磁力、磁束密度、磁束、インダクタンス、電気抵抗、電気コンダクタンス、インピーダンス、電力、無効電力、皮相電力、電力量、無効電力量、皮相電力量、電磁波の減衰量、電磁波の電力密度、放射強度、光束、輝度、照度、音響パワー、音圧レベル、振動加速度レベル、濃度、中性子放出率、放射能、吸収線量、吸収線量率、カーマ、カーマ率、照射線量、照射線量率、線量当量又は線量当量率

4 この法律において「計量器」とは、計量をするための器具、機械又は装置をいい、「特定計量器」とは、取引若しくは証明における計量に使用され、又は主として一般消費者の生活の用に供される計量器のうち、適正な計量の実施を確保するためにその構造又は器差に係る基準を定める必要があるものとして政令で定めるものをいう。

以下は、原子力安全・保安院の都筑福島第一原子力保安検査官事務所長が、原告が双葉町長に就任したばかりの忙しいところ、アポイントを取らせて説明した資料の一部を掲載したもの。年間1ミリシーベルトが限度ですと、保安検査官事務所長が語ったことに、経済産業省は異論ないはずである。

原子力施設は、基本的に放射線の持つ効果を利用した技術を扱う施設ですが、その一方で、放射線による人体への影響をできるだけ少なくする対策（放射線防護）が求められています。

我が国では、放射線障害防止法や原子炉等規制法などの法令により、事業者に対し放射線防護の措置を行う義務を負わせており、一般公衆はもとより、放射線業務従事者に関する放射線の量の限度も定めています。

放射線防護に関する国際的な機関として、国際放射線防護委員会(ICRP)があります。この委員会は、人類が受ける放射線の量などの限度について各国に勧告を行っていますが、我が国で定められている基準は、この勧告内容に沿って、我が国の放射線関係の専門家によって構成された放射線防護審議会の審議を経て決められたものです。

原子力施設周辺における放射線防護を考える上では、もともと自然界に存在している放射線（自然放射線）との比較において、適切と判断される放射線防護施設の規模や管理の方法が採用されています。

原子力発電所の場合、法令で周辺に与える影響の限度を年間1ミリシーベルトと定めています。これに加えて国では年間0.05ミリシーベルトと、さらに低い目標値を定めています。

NISAは、放射性物質が原子力施設の外に基準値以上漏えいしないような設計であることを厳しく審査し、また、運転にあたっては、事業者に徹底した安全管理を行うよう義務づけています。

下記は、JCO 臨界事故後の関係住民に対する健康診断の考え方を示している。

推定線量が 1 mSv 以上の者で希望する者及び避難要請区域内の住民及び勤務者で健康診断を希望する者となっている。本件事故では、実施されていない。

【JCO 臨界事故に関する周辺住民の健康管理】

健康管理のあり方 ^{※1}	周辺住民等の健康に対する不安に適切に対応するため、希望者に対して、将来にわたり、日常的に健康的な生活を過ごすための一般的な助言に資するための健康診断を行うことが適切である。 ※1 原子力安全委員会「健康管理検討委員会」の答申 (平成 12 年 3 月 27 日)
健康管理の実施	ア 健康診断 ・ 対象者： 推定線量が 1mSv 以上の者で希望する者及び避難要請区域内 (350 m ^{※2}) の住民や勤務者の内、健康診断を希望する者 ※2 県において、対象区域を 500 m に拡大する。 ・ 項 目： 学校保健、地域保健、産業保健における検診項目と同等 ^{※3} ※3 原則 40 歳以上のがん検診を含む。 ・ 頻 度： 年 1 回 イ 健康相談 ・ 対象者： 広く一般住民等

ついでに、以下の資料の健康診断の実施主体は、茨城県が実施している。

同じ県の福島県は、福島県緊急被ばく医療活動マニュアルがなかったことにして、20ミリシーベルトという数値を採用して、子どもを含む福島県民の被ばく被害を無かったかのよう

平成 18 年度 JCO 事故関連周辺住民等の健康診断の実施結果

1 経 緯

- (1) 平成 12 年 3 月 27 日の原子力安全委員会健康管理検討委員会の報告 (以下「委員会報告」という。) に基づき、国の依頼を受けて平成 12 年度から県が東海村、那珂市の協力を得て実施している。
- (2) 「JCO 事故対応健康管理委員会」(委員長 県立中央病院 院長 大倉久直) で健康診断の実施方法や検診内容等を検討し、検診結果の評価・判定も行っている。

2 健 康 診 断

(1) 対 象 者

- ① 評価推定線量が 1 ミリシーベルトを超える者のうち健康診断を希望する者
- ② 事故時の避難要請区域の住民や同区域内に勤務する者で健康診断を希望する者
- ③ 上記①及び②以外の者で、事故施設周辺の住民や一時滞在者で医師による健康相談を受けた後において、なお、健康不安があるなど医師により健康診断が必要と認められる者

我が国には、「温故知新」という言葉あるので、本件事故においても20ミリシーベルトという数値を偽装することなく、原子炉等規制法に従い一般公衆の被ばく限度1ミリシーベルト以下を厳守されなければならない。

(4) 中間指針に同じるわけにはいかなかった

原告が一番悩んだのは、賠償問題だった。原告は被告東電の破綻処理を警戒していたので、双葉町が有している資産を有価物として評価して、金額を積み上げて、担保保全の為に被告東電に損害賠償請求をした。

一方、多くの町民たちは、自分の損害・被害の金額を算出することなく、早く、早くと原告を攻め立てた。原告は、原子力損害賠償法を少し理解していたので、町民たちと被告東電らとの紛争が起きたら文部科学省所管の原子力損害賠償法の下に設けられる紛争審査会の仲介により、解決することが原則と考えていた。

しかし、本件事故の対応の全てで、政府原子力災害対策本部長が発電所所在町を排除して法に無いことを行い、原告ら双葉郡の町が経験していた防災訓練のマニュアル等のすべてを滅却して、ウソや不都合なことを強いた。

原告は、ウソが嫌いなので、ウソには神経を研ぎ澄ませていたから、2011年3月11日深夜から、ウソについて自問自答していた。

やはり、ウソのシナリオで政府原子力災害対策本部は、原告ら及び住民を騙し始めた。多くの住民は原子力損害賠償法など知らない。おそらく、双葉郡の町村長たちも知らなかったのではないかと考えている。

行政手続き上、原子力損害賠償法を所管しているのは、文部科学省である。原子力を推進した旧通産省及び外務省らは、東海村の原発が事故を起こして、甚大な被害が出たとする想定試算を昭和30年代に作っていた。

原子力基本法から枝分かれした原子力損害賠償法は、事故によって発生した被害の損害賠償交渉で紛争を解決するために準備された「紛争審査会」をもって解決を促すためであった。

しかし、本件事故では、所管外の経済産業省が新賠償基準というものを起案し、原子力産業と利益相反関係者とおぼしき者たちだけで審議したもので、本件事故で被災した自治体及び住民は審議をすることも、合意・同意をしていないのが中間指針なので、被災者には受け入れ難い内容になっているので、当然、受け入れることはできない。

(5) 中間貯蔵施設には絶対反対だった

原告に早くから廃棄物の問題を提起・警告してくれた人がいた。この人は人形峠ウラン採掘残渣の撤去裁判を行っていた。この裁判の顛末は、高濃度の放射能を含んだ物は、アメリカに輸出され、低濃度で、フレコン詰めされていたものは、持ち出す意図があったということで撤去処分とされ、レンガに加工されて全国にばらまかれてしまった。フレコンから出して山のように積み上げられた物は、草木が生えて自然に戻ったので持ち出さないという判決が下された。

この明暗が分かれた判決に原告は警戒するとともに、OECDが提唱したPPP原則(汚染者負担の原則)という知識を得ていたので、被告東電の不作为で発生させた毒物を、双葉町が引き受ける理由は存在しないので、被告東電の自己責任で処分すべきものと考えていた。

もう一つの考えは、原子力発電所の外に、決して出してはいけない放射性物質を出した1号機から3号機は、大熊町に立地していたので、汚染者負担の原則から言えば、大熊町内におかなければならない。双葉町の5号機、6号機からは放射性物質を放出していないので、双葉町には迷惑施設を引き受ける理由がないので、原告は絶対反対の立場だった。

そもそも、放射性物質を放出した東京電力が全ての本件事故の責任者なので、政治家が介入することは理由が立たないが、マスコミが世論を煽り、菅政権と佐藤雄平福島県知事らが、民度の低い双葉地方に押し込んだのである。

このような理由から、原告井戸川は絶対反対の立場だったので、毒の置き場を押し付けた連中が、双葉町長のイスを狙っていた伊澤史朗双葉町議会議員を扇動し、議会開会中に緊急動議で不信任（案）提案して、可決させたのである。

原発立地周辺に事故のすべての負担を強いた、このような、不当な行為を可能にさせたのは、原子力災害対策特別措置法の定めを葬り、事故対応の中心になるべき双葉地方の自治体を原子力災害合同対策協議会（法第23条）から排除し、無経験で無資格の素人政治家集団の菅直人政府原子力災害対策本部長が、権力の乱用を行ったことが最大の原因だった。

この違法な政府原子力災害対策本部で、違法な辣腕をふるった政治家は、細野豪志だった。細野豪志が環境大臣だったとき、双葉地方町村会の席上で、「私は現在40歳です、あと30年国会議員をやっていますので、中間貯蔵施設の汚染物を30年で県外搬出という約束は、果たせます。」と約束したことを、後世に言い伝えることにする。

中間貯蔵施設の当事者は汚染物を出した被告東電と、この施設に該当する地権者をいうので、行政や政治家が介入するためには、民法643条に基づいて地権者からの委任を受けなければならないが、本件事故においては、事故発生時から違法状態なので、わが国に法律が存在すれば伊澤史朗双葉町長が、中間貯蔵施設に直接介入することはできないのだが、双葉町民の民度が低いために、伊澤史朗双葉町長に権限のない不当な取引をさせてしまい、双葉町の歴史が始まって以来、双葉町を崩壊させた町長という汚名を自ら作ったのである。

（6）偽の政府原子力災害対策本部に左右させられることはできなかった

原告が不信任された時点の公職は、双葉町長、双葉町原子力災害対策本部長、双葉郡町村会長、福島県原子力安全確保連絡会会員、福島県原子力所在町協議会会員、福島県原子力広報協会会員、全国原子力発電所所在協議会の副会長等の要職にあったために、本件事故発生後の偽りに加担すること、黙認することで、双葉町民に負の負担をさせられなかった。

偽の政府原子力災害対策本部の正体は、事故発生時の取り決めの災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法、原子力災害対策マニュアル、電気事業法、原子力損害賠償法、原子炉等規制法のすべてに違反したことを言う。

菅直人総理大臣に与えられた職責は、原子力災害対策特別措置法第15条の下で、政府原子力災害対策本部長として「第一に国民の生命、身体及び財産を災害から保護することにあつた。」しかし、菅直人総理大臣は職責を理解することなく、権限者として事故時の為に積み上げてきていた避難訓練・防災訓練のメニューを葬り去り、偽りの政府原子力災害対策本部長として公論を排して、独裁を行った。

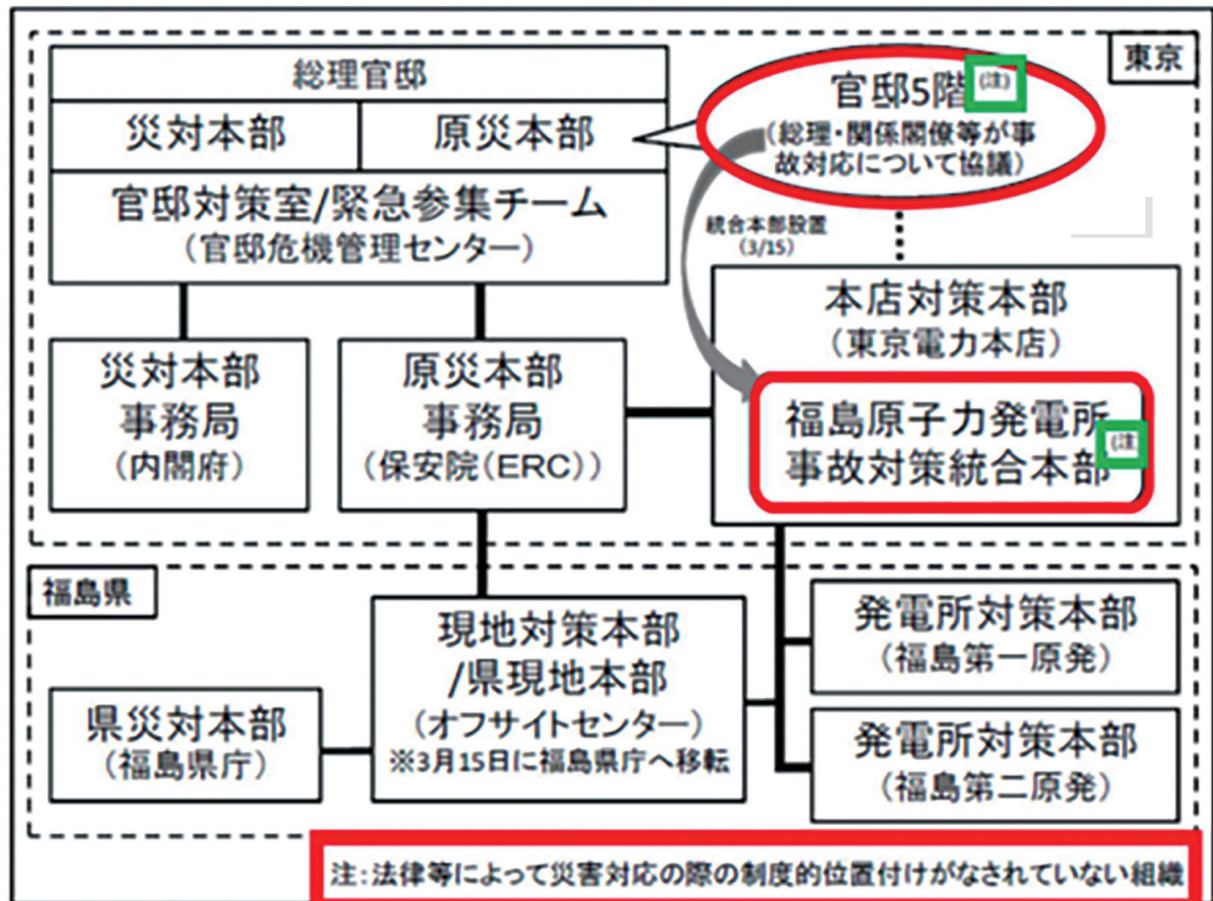
その主なことは、菅直人が、政府原子力災害対策本部長として第一に行われなければならない政府原子力災害対策本部長の権限を、池田経産副大臣に対して、政府原子力災害対策副

本部長とするための一部委任をしなければならなかったことを行わなかったので、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会を、偽りのままにしてしまったことである。

また、既存されていた災害対策関係法を国の長として自らを制することなく、葬り去り、菅直人の個人感情で、定められていた職務を果たすことなく、法に無いものを作り国民救済の任務を懈怠したことは、国家反逆罪であると、原告は断罪している。

この違法状況を、政府事故調を基に以下の図に示す。

図Ⅲ-1 福島第一・第二原発における事故対応等に関する組織概略図（3月15日以前）



この図の解釈には、(注)として、政府事故調自身が、赤で囲った個所が違法・無法であることを証明している。

(7) 政府のウソに町民を誘導することはやりたくなかった

原告は在任中、違法を認めることもなく、従うことも行っていない。唯一、この偽りの政府原子力災害対策本部長に従ったことは、平成23年3月12日午前5時44分に発出された10km圏内の避難指示だけだった。

その後の避難区域設定、ヨウ素剤の予防服用不指示、緊急時環境放射線モニタリングの未公表、スクリーニング検査基準の異常な引き上げ、福島県緊急時被ばく医療活動マニュアルの隠蔽、県民を避難させないための20ミリシーベルトという数値の流布、広島・長崎原爆被害の矮小化に加担したABCCとその後の放射線影響研究所及び放射線医学総合研究所などのウソの拡大による被ばく被害の偽装、陰謀などで、多くの国民は損害を与えられている。

(8) 双葉町の町民憲章

わたくしたちは、古い歴史と、文教の地としての誇り高いまちに育まれてきた町民です。

ここに手を取りあい、より豊かな住みよいまちを築くために、この町民憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、美しく清潔なまちをつくりましょう。
- 1 先人を敬い、笑顔といたわりで心のふれあうまちをつくりましょう。
- 1 古きをたずね、伝統と未来をみつめて躍進するまちをつくりましょう。
- 1 創造性を豊かにして、個性ある薫り高い文化のまちをつくりましょう。
- 1 元気で働き、若さのみなぎる楽しく明るいまちをつくりましょう。

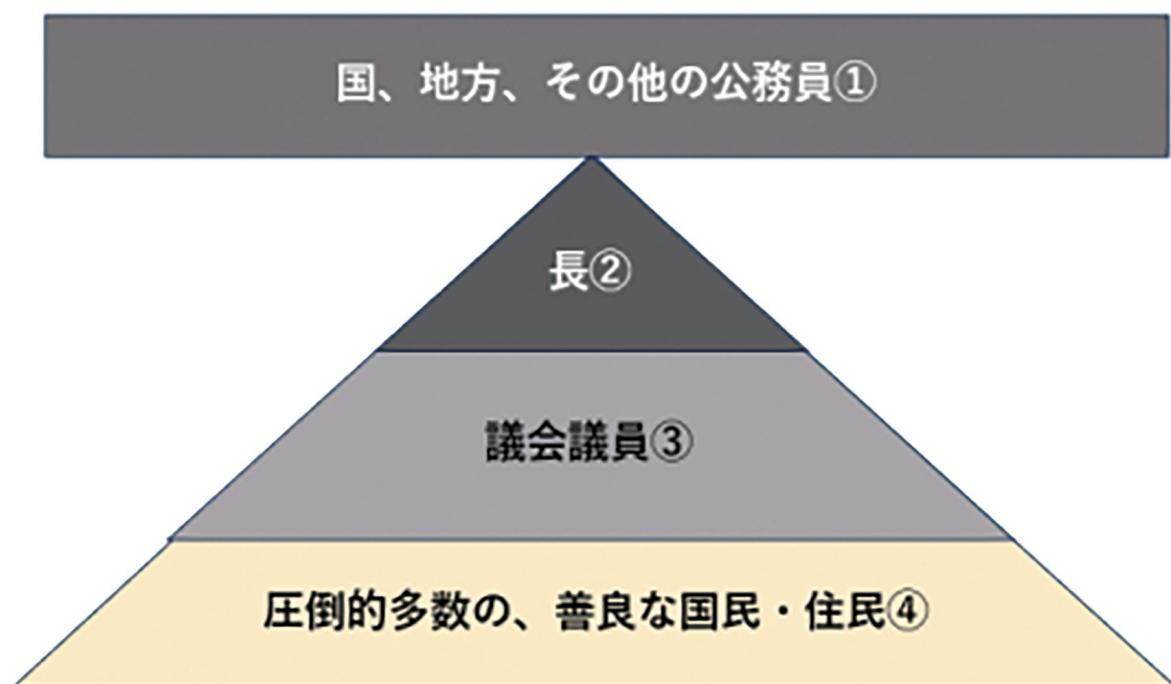
上記の双葉町の「町民憲章」に記されている精神は、誘致企業の東京電力株式会社福島第一原子力発電所によって壊された。

原告は、双葉町が壊されたのは、誘致企業の東京電力株式会社福島第一原子力発電所のウソによって壊されたと断定しています。

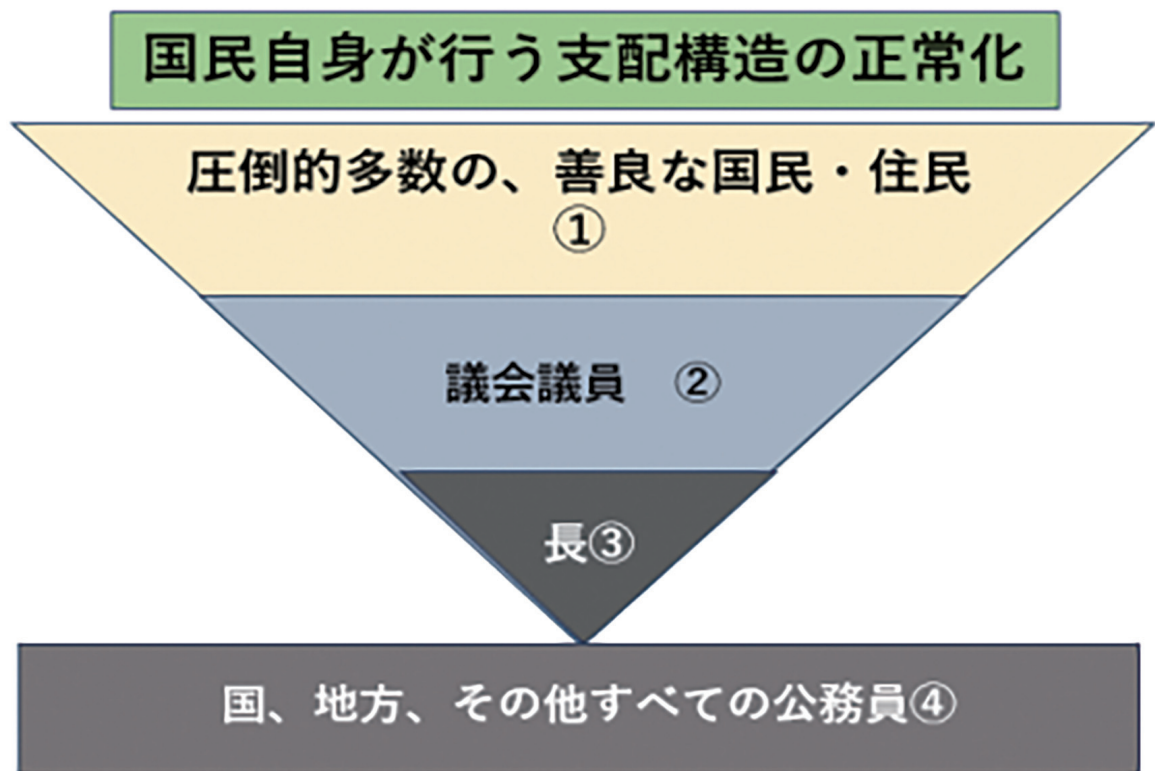
この考えを否定する国民はいないでしょうが、当の被告東電と被告国は口裏を合わせて、責任外と言っていることを、これまでに判決した裁判官たちは双葉地方の自治体と住民の生活を壊した責任が被告らにはないと判断しているから、不思議な世界が公務員たちには存在している。

※下記図は双葉町崩壊に至った姿図

今の治世が間違っている姿

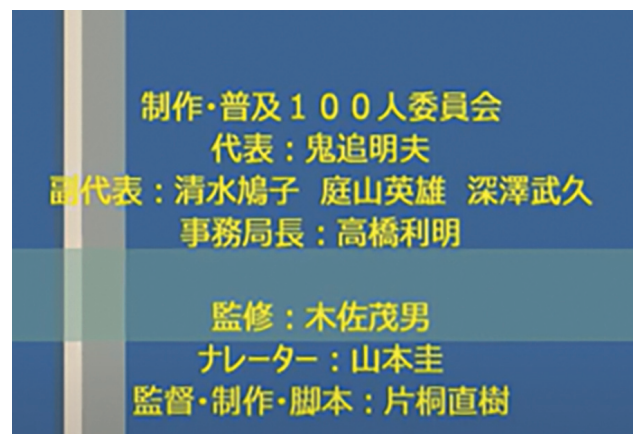


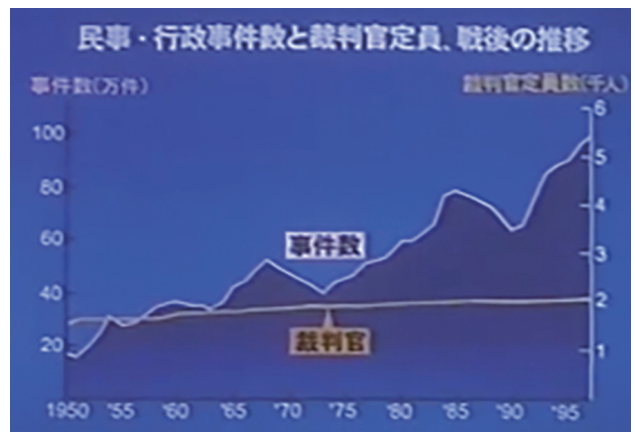
下記図のように、国民自身が意識を変えないと、日本の病気は治らない。

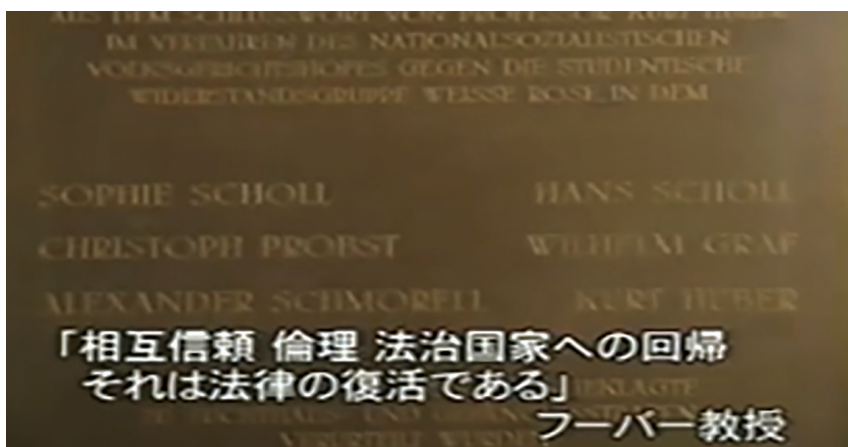


(9) 日本は消滅の瀬戸際にある

ウソから発生した東電の事故は、発電所と周辺自治体を壊しただけではない。日本の悪しき支配構造を露呈した大事件なのである。その悪果を以下の映像で示す。







本件原発事故は、日本の腐敗した政治と行政を露見させた。国民をいわれなき被害の全体の責任者にした、2022年6月17日の最高裁の判決が、日本の腐敗した司法の姿を明示している。

本件事故前に存在していた、原子力行政に対する行政の指導、監理・監督、検査の合格という責任を不問にし、更に、原子力発電所が果たさなければならない安全と地域社会に対する安心を、事実の隠蔽により信頼を裏切り、その結果、政府と東電は原子力発電所を壊した。

今、この事実を井戸川裁判で、裁判官が判示しないと日本には司法が存在していないことになってしまう恐れが強い。

(10) 双葉町長の矜持

双葉町長は、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法上、双葉町災害対策本部長としての責務を担っている。特にこの法律第5条では、以下のように定められている。

【(市町村の責務)

第五条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の「住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため」、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

- 2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。
- 3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。】

となっているので、双葉町災害対策本部長には、言い逃れや任務の懈怠は許されていない。

しかし、菅直人政府原子力災害対策本部長は、(国の責務)を懈怠し、違法な組織を立ち上げて、東京電力を守ってしまった。

【(国の責務) 災害対策基本法

第三条 国は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護する使命を有することに鑑み、組織及び機能の全てを挙げて防災に関し万全の措置を講ずる責務を有する。

- 2 国は、前項の責務を遂行するため、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の基本となるべき計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、地方公共団体、指定公共機関、指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務の実施の推進とその総合調整を行ない、及び災害に係る経費負担の適正化を図らなければならない。
- 3 指定行政機関及び指定地方行政機関は、その所掌事務を遂行するにあたっては、第一項に規定する国の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。
- 4 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、この法律の規定による都道府県及び市町村の地域防災計画の作成及び実施が円滑に行なわれるように、その所掌事務について、当該都道府県又は市町村に対し、勧告し、指導し、助言し、その他適切な措置をとらなければならない。】

菅直人政府原子力災害対策本部長が、必死になってベントの情報を、風下にあたる双葉町災害対策本部長へ伝えたことはなかった。

更に、菅直人政府原子力災害対策本部長が、双葉町民が避難していた埼玉県旧騎西高校へ来た時、四時間以上町民たちと話し合いながら、その後何も実行しなかったことは、記録しておかなければならない。

(11) 負の負債を試算すると

国民の皆さんは今すぐ、自分と家族及び地域社会の崩壊による被害・損害の試算を始めておかなければならない。

原告が、双葉町の本件原発事故による損害の量と金額を試算すると、以下のようになる。

事故・事件が無い場合の収入見込み

ア 町民所得 30年一期として

就業可能人口 3,449*人×平均年収5,500千円（見込み）×30年＝約5,690億円（見込み）
（*は平成22年度県勢要覧）

イ 町歳入

*原発関係 『事故が無かった場合』（平成23年から30年間の見込み額）

三法交付金 約30億円×10年 ＝ 300億円
固定資産税 約40億円×30年 ＝ 1,200億円
移出交付金 約7億円×30年 ＝ 210億円
核燃料税交付金 約8億円×30年 ＝ 240億円
電気料金補填 約80百万円×30年 ＝ 24億円
雑所得 約5億円×30年 ＝ 150億円

合計 約2,124億円 となる

事故が無かったら、ア+イ＝5,690＋2,124＝7,814億円が見込まれていた。

これを年間にすると7,814÷30年＝260億円/年となっていたかも知れなかった。

本件事件で失うということは260億円だけではない。町内の産業、就業、購買、就学、生活費、娯楽費、医療費等の受け入れとして、様々な活動を通して、町の活性化が損なわれたことを意味する。

過去の実績

*町民税 収入実績

年 度	町 税 (円)	町民税 (円)
平成20年度	1,634,457,000	372,816,000
平成21年度	1,839,457,000	366,563,000
平成22年度	2,058,378,000	349,527,000
平成23年度	1,393,432,000	117,661,000
平成24年度	1,418,877,000	127,639,000
平成25年度	1,356,343,000	130,959,000
平成26年度	1,340,235,000	167,567,000
平成27年度	1,084,030,000	229,076,000
平成28年度	1,044,618,000	198,585,000
平成29年度	1,135,278,000	160,121,000
平成30年度	1,097,704,000	149,908,000
令和元年度	未確定	

* 町内総生産額の推移（県勢要覧）

平成21年度	72億39百万円
平成22年度	640億15百万円
平成23年度	889億09百万円
平成24年度	61億27百万円
平成25年度	35億32百万円
平成26年度	30億36百万円
平成27年度	34億84百万円
平成28年度	116億58百万円
平成29年度	不明
平成30年度	不明

* 世帯数と人口の推移（県勢要覧）

平成20年度	2,456世帯	6,981人
平成21年度	2,483世帯	6,917人
平成22年度	2,393世帯	6,932人
平成23年度	2,262世帯	6,430人
平成24年度	2,232世帯	6,310人
平成25年度	2,201世帯	6,240人
平成26年度	2,166世帯	6,136人
平成27年度	不明（避難指示区域のため不明となっている）	
平成28年度	不明	
平成29年度	不明	
平成30年度	不明	

* 三法交付金（県資料）

昭和49年から平成22年まで集計	
全額	2,837億78百万円
市町村配分額	727億30百万円
差し引き残額	2,110億48百万円

電源三法交付金配分表（双葉、大熊が低いのは交付金制度が低かったため）

市町村名	金 額	期間・理由
双葉町	33億22百万円	昭和49年～ 平成22年まで
浪江町	11億84百万円	
葛尾村	85百万円	
大熊町	26億37百万円	
富岡町	113億37百万円	
川内村	10億62百万円	
楢葉町	96億74百万円	
広野町	77億69百万円	
いわき市	38億00百万円	
新地町	39億32百万円	
飯館村	4億48百万円	
相馬市	20億71百万円	
南相馬市	6億28百万円	

* 核燃料税(県資料)

昭和 53 年から平成 24 年までの交付額

全額 1,246 億 83 百万円(県に入った金)

県経由で関係市町村に配分された額

双葉町 41 億 47 百万円

大熊町 49 億 79 百万円

富岡町 47 億 54 百万円

楡葉町 44 億 59 百万円

周辺 92 億 93 百万円

残額 961 億 03 百万円は福島県の取り分

* 電気料金割引額 (県資料) (昭和 56 年から平成 22 年まで)

市町村	金 額	説 明
双葉町	20 億 62 百万円	戸数単位+地域差
浪江町	24 億 63 百万円	
大熊町	34 億 69 百万円	
富岡町	42 億 87 百万円	
楡葉町	34 億 05 百万円	
広野町	8 億 05 百万円	
葛尾村	1 億 49 百万円	
いわき市	451 億 90 百万円	

この制度は平成28年度で終了

(おわり)

井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会

2025 年度（第 10 期）総会報告

2025 年 4 月 25 日（金）衆議院第一議員会館（大会議室）にて「井戸川裁判（福島被ばく訴訟）を支える会」の 2025 年度定例総会を開催しました。以下、その概要を報告します。

※総会に先立ち、あらかじめ会員に総会議案と意思表示用の返信はがき（出欠や委任、書面評決など世話人会事務局宛のもの）を送付しておきました。

1. 総会の定足数

会員数 280、出席数 35、議長委任 56、個人委任 4、文書評決 67、合計 162。総会の成立要件は会員総数の過半数、よって今総会の成立定足数 140 を超え、総会が成立していることを確認。

2. 議長などの選出

議長に冨塚元夫さん、尾崎須美栄さん、書記に中村宜文さん、稲垣博美さん、議事録署名人に矢間秀次郎さん、高橋峰子さんをそれぞれ選出、議案審議へと進みました。

3. 議案の審議 議事結果

第 1 号議案 2024 年度〔第 9 期〕活動報告

第 2 号議案 2024 年度〔第 9 期〕収支報告 会計監査報告

第 3 号議案 2025 年度〔第 10 期〕活動方針

第 4 号議案 2025 年度〔第 10 期〕収支予算

第 5 号議案 2025 年度〔第 10 期〕役員の選出

これらの議案について真摯な質疑、討論、意見交換が行われ、**すべての議案が可決、成立しました。**

(報告：稲垣博美)

「あの日」

震災直後の数日間

菅本章



本人提供

2011年3月11日、午後2時46分 自宅でラジオ（東北放送）を聴いていたら「スタジオが揺れています」と。すぐにこちらも揺れ始めました。すぐに揺れが収まると思いましたが、かなり長いので、我が家は潰れるかもと。避難経路を確保しながら揺れが落ち着くのを待っていました。瓦も落ちているので気をつけながら外へ。

その後津波が。第一波は大丈夫でしたが第二波は無理でした。隣家まで流され口には海水（泥水）が、胸にはすごく強い海流が—もう死ぬんだと、55年の人生も終わりかと。私の人生は楽しい事があったかな〜と自問自答しながらこれといって良いことがなかったな〜。死にたくない、生きたいな〜。気を失ったのでわからないことがあります、亡くなっている父、祖父、祖母等ご先祖様が助けてくれたのかな。

数時間後に目を覚ます。がれきが足にがっちりからまっていたのですが、なんとか外しているところで救助者（消防）が。厚生病院へ搬送されましたがまたまた気を失いました。次の日から長い避難生活が始まるとは知るよしも無かった。

双葉町〜浪江町〜いわき市〜川俣町〜さいたまスーパーアリーナ〜市民医療センター〜旧騎西高等学校〜現在のアパートへと。途中南相馬市原町といわき市内郷でスクリーニング。2011年7月に初めて一時立ち入りで双葉町へ。あまりにも変わっていてここはどこ？ その後2〜3ヶ月に一回、だんだん1ヶ月に一回か二回と。だんだん変わっていく自宅跡近辺、お墓参りや中野八幡神社にも。

2015年8月 第一回井戸川裁判（福島被ばく訴訟）口頭弁論があると聞いて、行ってみよう。その後たぶん全回参加していると思いますが、ついに2月に結審し7月には判決へ。裁判がどのようにやるのかを見て参考にしなさいと井戸川さんから言われていましたので、どのような判決になっても諦めること無くがんばってもらいたいものです。

最後まで見届けようと思います。皆さん一緒にがんばりましょう。

お詫び

かわら版 No.32 の水戸様の一文に、編集ミスがありました。お詫びいたします。同ページの差し替え用としてA4一枚を同封いたしました。ホームページは訂正させていただきました。ご確認願います。（編集担当：沼尾）

あとがき

6月6日の東京高裁判決、一審の東京地裁判決とは、真逆!! 井戸川裁判で指摘の「止める、冷やす、閉じ込める」「事故は絶対に起こさない」と、福島県民のみならず、日本国民全体に約束していた東電。さらには、地震、津波の常習地である歴史的事実踏まえた上で「絶対」事故を起こさないこと首長にじきじき、言明。それら踏まえ、対策をそれなりに実施していた女川原発、茨城の原発は、かろうじて、被災免れた事実見てなお、東京高裁判決は、東電福島原発事故の責任不問に! 三権分立、司法の独立、法と良心、いま、いづこ!?

日野行介さんの井戸川さんに関する記事、紹介します。

福島原発事故、国策に抗った元町長、孤高の闘い（東洋経済オンライン 2024.10.24）

（沼尾）

民をだまし大地と海を汚した
東京電力と政府の責任を問う!!

井戸川裁判 (福島被ばく訴訟)

ついに

判決

この日は、事故原発の立地自治体=双葉町の元町長が、事故及びその後の対応について、「国・東電の責任を問う」という、日本で唯一無二の裁判の歴史的な判決日です。報告集会では井戸川さんの判決解説と「受けとめ」が語られます。



2025年 **7月30日** (水) 10時30分
東京地方裁判所103号法廷で開廷

(傍聴は原則先着順です。入場者多数の場合抽選ですので、10時までにお願いします。)

お願い

地裁前事前集会

9時30分からの小集会にも参加協力をお願いします

東京地方裁判所アクセス：地下鉄「霞が関駅」A1出口（丸ノ内線・日比谷線・千代田線）徒歩1分
地下鉄「桜田門駅」5番出口（有楽町線）徒歩6分

報告集会

判決の要旨と
解説・他

報告：井戸川克隆さん(原告) 存分に語る

会場：衆議院第二議員会館 (第一会議室)

入館証配布：11時～ 受付：11時30分 開始：12時～

●会議室への入場は準備の都合上、受付時間までロビー・喫茶室・食堂等でお待ちください。

井戸川裁判 (提訴：2015年5月20日～
2025年7月30日：判決)

の口頭弁論期日など

2015. 5.20	東京地裁に提訴	2020. 1.29	第17回口頭弁論
2015. 8.21	第1回口頭弁論	2021. 4.21	第18回口頭弁論
2015.11. 6	支える会結成総会	2021. 7.21	第19回口頭弁論
2015.11.19	第2回口頭弁論	2021.11.10	第20回口頭弁論
2016. 2. 4	第3回口頭弁論	2022. 3. 9	第21回口頭弁論
2016. 9. 7	第4回口頭弁論	2022. 7.13	第22回口頭弁論
2017. 1.18	第5回口頭弁論	2022.10.19	第23回口頭弁論
2017. 3.22	第6回口頭弁論	2023. 2. 8	第24回口頭弁論
2017. 7.12	第7回口頭弁論	2023. 5.31	第25回口頭弁論
2017.10. 4	第8回口頭弁論	2023. 9.27	第26回口頭弁論
2017.12.13	第9回口頭弁論	2023.11.29	現地進行協議
2018. 4.25	第10回口頭弁論	2023. 1.17	第27回口頭弁論
2018. 7.11	第11回口頭弁論	2024. 4.24	第28回口頭弁論
2018.10.10	第12回口頭弁論	2024. 7.17	第29回口頭弁論
2019. 1.23	第13回口頭弁論	2024. 9.18	第30回口頭弁論
2019. 4.24	第14回口頭弁論	2025. 2. 5	第31回口頭弁論
2019. 7.10	第15回口頭弁論		
2019.10.30	第16回口頭弁論		

2025.7.30 判決日

井戸川裁判を支える会



HPトップ 井戸川かわら版

裁判資料



裁判資料へ 報告集会資料
URL=<http://idogawasupport.sub.jp/report.html>

井戸川裁判の詳細は「支える会」のHPをクリックし、ご参照ください。

